

函館市公式観光情報サイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、函館市公式観光情報サイト（以下「本サイト」という。）の広告枠への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 本サイトに表示される画像広告で、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）が指定するウェブページにリンクするものをいう。
- (2) 広告枠 本サイトに設ける広告を表示するための区画をいう。
- (3) 広告代理店 市から広告枠の貸付けを受ける者をいう。

(広告の規格等)

第3条 要綱第5条の広告の規格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像の大きさは、1枠あたり横178ピクセル×縦120ピクセルとする。
- (2) データ形式は、GIF, JPEGまたはPNGとする。
- (3) データ容量は、1画像あたり30KB以内とする。
- (4) 代替テキストを設定するものとする。
- (5) アニメーションは不可とする。

2 広告の掲載位置は、本サイト内全ページの下部とする。

3 広告枠の数は、次の各号に掲げるサイトの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本語サイト 18枠
- (2) 外国語サイト 12枠（1枠で全7言語（英語、繁体字、簡体字、韓国語、タイ語、マレー語およびインドネシア語）に対応するものとする。）

(広告枠の貸付)

第4条 市長は、入札により広告代理店を選定し、当該広告代理店との間で広告枠を一括して貸し付ける契約を締結するものとする。ただし、落札者がない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

- 2 広告枠の貸付期間は、別に定める。
- 3 広告代理店は、市が指定する期日までに当該年度分の広告枠の貸付料を一括して納付するものとする。
- 4 広告代理店が市に納付した貸付料は、広告枠の運用状況にかかわらず、返還しない。ただし、広告代理店の責めに帰する理由がなく、貸付料を還付する特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 5 次の各号に掲げる理由により、市が本サイトの運営を一時停止する場合においては、前項ただし書きの規定は適用しない。
 - (1) 機器等の保守または工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他公益上やむを得ない場合

(広告の募集)

第5条 広告代理店は、前条の契約に基づき、広告の募集を行うものとする。

- 2 広告代理店は、広告主から広告掲載料を徴収することができる。
- 3 前項の広告掲載料の額は、広告代理店において任意に設定できるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、別記第1号様式の申込書により、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 広告代理店は、広告主から前項の申込書の提出があったときは、原則として掲載希望期間の初日（以下「掲載希望日」という。）の前日から起算して14日前までに、当該申込書の写しに広告の原稿を添え

て市に提出しなければならない。

- 3 広告の原稿は、広告主または廣告代理店が作成するものとする。
- 4 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主または廣告代理店が負担するものとする。

(廣告掲載に係る審査)

第7条 市は、廣告代理店から前条第2項の申込書の写し等の提出があったときは、要綱および函館市廣告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に照らし、当該廣告主および廣告内容（リンク先ウェブページの内容を含む。以下同じ。）を審査の上、廣告掲載の可否を決定し、廣告代理店に通知しなければならない。

- 2 广告代理店は、市から前項の通知があったときは、速やかに当該廣告主に審査結果を通知しなければならない。

(廣告の掲載)

第8条 市は、前条の審査の結果、廣告の掲載を可とする決定をしたときは、原則として掲載希望日の午前9時に当該廣告を掲載するものとする。

(廣告内容の変更)

第9条 広告主は、廣告の掲載期間中に廣告内容を変更しようとするときは、廣告代理店に申し出るものとする。

- 2 第6条から前条までの規定は、廣告内容の変更について準用する。

(廣告掲載の中止)

第10条 広告主は、廣告の掲載期間中に廣告掲載を中止しようとするときは、別記第2号様式の申出書により、廣告代理店に申し出るものとする。

- 2 广告代理店は、广告主から前項の申出書の提出があったときは、速やかに当該申出書の写しを市に提出しなければならない。
- 3 市は、廣告代理店から前項の申出書の写しの提出があったときは、当該廣告を削除しなければならない。

(廣告の削除)

第11条 市は、廣告主または廣告内容が要綱第3条各号および掲載基準

第2条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該広告を削除する。

- 2 市は、前項の規定により広告を削除したときは、速やかにその旨を広告代理店に通知するものとする。
- 3 広告代理店は、市から前項の通知があったときは、速やかにその旨を当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告枠に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により市または第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告代理店の責務)

第13条 広告代理店は、広告枠の運用に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告代理店は、広告枠の運用に伴い市または第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 広告代理店は、広告主または広告主の指定するリンク先ページにおいて事故が発生した場合など、広告の掲載に支障が生じたときは、直ちにその旨を市に報告しなければならない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要領は、令和4年1月18日から施行し、令和5年4月1日以後に掲載する広告から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

別記第1号様式（第6条、第9条関係）

函館市公式観光情報サイト広告掲載（変更）申込書

年　　月　　日

（広告代理店名）　御中

函館市公式観光情報サイト広告掲載要領第6条の規定に基づき、以下のとおり
広告掲載（変更）を申し込みます。

広告主 (申請者)	名称	
	代表者	(職・氏名)
	連絡先	〒　　一 (所在地)
		(電　話)
		(部署名)
(担当者氏名)		
会社概要	※本欄に記入、または資料を提出してください。	
掲載希望サイト	函館市公式観光情報サイト「はこぶら」バナー広告 (1) 日本語サイト (　　) (2) 外国語サイト (　　) ※掲載を希望するサイトに、○をご記入ください。	
掲載希望期間	年　月　日～　年　月　日 (　か月) (広告内容の変更を希望する場合：　年　月　日～)	
広告の概要		
リンク先URL		

別記第2号様式（第10条関係）

函館市公式観光情報サイト広告掲載中止申出書

年　　月　　日

（広告代理店名）　御中

函館市公式観光情報サイト広告掲載要領第10条の規定に基づき、以下のとおり広告掲載の中止を申し出ます。

広告主 (申請者)	名称	
	代表者	(職・氏名)
	連絡先	〒　　一 (所在地) (電　話) (部署名) (担当者氏名)
	会社概要	※本欄に記入、または資料を提出してください。
	掲載を中止したいサイト	函館市公式観光情報サイト「はこぶら」バナー広告 (1) 日本語サイト (　　) (2) 外国語サイト (　　) ※掲載の中止を希望するサイトに、○をご記入ください。
掲載中止希望日	年　　月　　日	
掲載中止の理由		
広告の概要		
リンク先URL		